

大阪府都市整備部所管公共用地

境界確定事務取扱要綱

平成31年4月

大阪府都市整備部

目 次 (要 綱)

第一章	総 則		
第 1 条	趣 旨	-----	1
第 2 条	定 義	-----	1
第二章	協議依頼		
第一節	総 則		
第 3 条	協議依頼	-----	1
第 4 条	境界確定事務の代行	-----	1
第 5 条	依頼書の審査	-----	2
第 6 条	審査の拒否	-----	2
第 7 条	境界確定等の通知及び受領書の提出	-----	2
第 8 条	返 戻	-----	2
第二節	新規依頼		
第 9 条	新規の依頼	-----	2
第 1 0 条	添付書類	-----	3
第 1 1 条	現地立会	-----	3
第 1 2 条	身分証明書	-----	3
第 1 3 条	境界確定図の作成	-----	3
第 1 4 条	関係者の承諾	-----	4
第 1 5 条	境界標の設置	-----	4
第三節	謄本 (抄本) 発行依頼		
第 1 6 条	謄本 (抄本) の発行依頼	-----	4
第 1 7 条	添付書類	-----	4
第三章	解 約		
第 1 8 条	解約の申出	-----	5

第一章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、都市整備部所管の公共用地で、大阪府が管理する国土交通省所管の国有地及び府有地（以下「公共用地」という。）の境界確定事務に関する必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 「境界確定」とは、大阪府都市整備部所管の公共用地とこれに隣接する土地（以下「協議地」という。）との境界の全部（特別な理由がある場合は一部）について、土木事務所長等と協議地所有者及び協議地の相隣地所有者が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすることをいう。

2 「土木事務所長等」とは、大阪府知事から委任を受けた出先機関の長をいう。

第二章 協議依頼

第一節 総 則

(協議依頼)

第3条 境界確定は、原則として協議地の所有者が、土木事務所長等に協議を依頼してこれを行う。（以下、当該依頼を行う者を「依頼者」という。）ただし、特別な理由がある場合はこの限りでない。

2 前項の依頼に当たって依頼者は、土木事務所長等に公共用地境界確定協議依頼書（様式第1号）（以下「依頼書」という。）を提出しなければならない。

(境界確定事務の代行)

第4条 依頼者は、境界確定に係る事務を第三者に代行させることができる。この場合依頼者は、当該第三者（以下「代行者」という。）に行わせる事務を記載した委任状（様式第2号又は様式第2号の2）を依頼書に添付しなければならない。

2 代行者は、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、測量士、測量士補、建築士又は行政書士とする。

ただし、建築士にあつては、現況実測平面図作成に関する講習会を受講し修了した者のうち同会が認定した者で、建築確認申請のための境界確定が必要な場合に限る。また、行政書士にあつては、大阪府行政書士会の測量に関する研修を受講し試験に合格した者のうち、同会が認定した者に限る。

(依頼書の審査)

第5条 土木事務所長等は、依頼書が提出されたときは遅滞なく書類を審査し、要件を満たしていないものについては、依頼者又は代行者に補正を求め、又は拒否するものとする。

(審査の拒否)

第6条 大阪府都市整備部所管であることが判明しない公共用地等、依頼書进行处理することが適当でないと認められる場合には、土木事務所長等は原則として依頼書の審査を拒否することとする。

(境界確定等の通知及び受領書の提出)

第7条 土木事務所長等は、依頼者との協議結果について、境界確定等通知書により通知しなければならない。

2 依頼者又は代行者は、境界確定等通知書を受領したとき、直ちに土木事務所長等に対し受領書（様式第3号）を提出しなければならない。

(返 戻)

第8条 境界協議が不調等に至った場合には、土木事務所長等は依頼書を返戻するものとする。

第二節 新規依頼

(新規の依頼)

第9条 新規に境界確定を行おうとする者は、第3条の依頼書（様式第1号）を土木事務所長等に提出しなければならない。

(添付書類)

第10条 前条の依頼に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- | | |
|--|---|
| (1) 委任状 | (6) 地図に準ずる図面（公図）の写し |
| (2) 印鑑登録証明書（個人の場合） | (7) 登記事項証明書（全部事項証明書） |
| (3) 印鑑証明書（法人の場合） | (8) 位置図 |
| (4) 代表者事項証明書又は
商業登記事項証明書（法人の場合） | (9) 現況実測平面図（縮尺250分の1以上）
横断面図（縮尺100分の1以上） |
| (5) 土地調書（様式第13号）又は登記
事項要約書（調査者氏名、印、調査
年月日、調査場所を記載したものに
限る。） | (10) その他土木事務所長等が必要と認める
書類 |

(現地立会)

第11条 土木事務所長等は、原則として依頼者、協議地所有者及び相隣地所有者と資料等に基づき、現地で境界を協議しなければならない。

- 2 前項の立会の際、立会者は土木事務所長等の求めに応じて、立会者名簿（様式第4号）に住所及び氏名を記載する。相隣地所有者がやむを得ず立会に参加できない場合、依頼者又は代行者は、立会証明書（様式第5号）を提出するものとする。

(身分証明書)

第12条 土木事務所長等は、他人の土地に立ち入るときは身分証明書（様式第6号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

ただし、土地所有者の同意を得た場合は、この限りではない。

(境界確定図の作成)

第13条 依頼者又は代行者は、現地立会等の後、境界を明確にするために境界確定図を作成しなければならない。

- 2 境界確定図は、原則として基本三角点等に基づく測量の成果による境界点の座標値、基本三角点等の名称及び座標値を記録するものとする。

(関係者の承諾)

第14条 依頼者又は代行者は、前条の境界確定図面上に協議地所有者の住所及び氏名を記入し押印した後、原則として相隣地所有者に対し住所、氏名の記載及び押印を求めるものとする。なお、当該図面上に住所、氏名の記載及び押印を求めがたい場合は依頼者又は代行者は、承諾書（様式第7号）を土木事務所長等に提出して、これに代えることができる。

(境界標の設置)

第15条 依頼者又は代行者は、境界が確定した場合、現地において境界標を設置しなければならない。

第三節 謄本（抄本）発行依頼

(謄本（抄本）の発行依頼)

第16条 既に境界が確定している協議地の所有者は、土木事務所長等に当該境界の確定図の写しの発行を依頼することができる。

2 前項の依頼に当たっては、依頼者は土木事務所長等に依頼書（様式第1号）を提出しなければならない。

(添付書類)

第17条 前条に基づく依頼に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- | | |
|------------------------------------|-------------------------|
| (1) 委任状 | (5) 地図に準ずる図面（公図）の写し |
| (2) 印鑑登録証明書（個人の場合） | (6) 登記事項証明書（全部事項証明書） |
| (3) 印鑑証明書（法人の場合） | (7) その他土木事務所長等が必要と認める書類 |
| (4) 代表者事項証明書又は
商業登記事項証明書（法人の場合） | |

第三章 解約

(解約の申出)

第18条 既に確定した境界線を現地において復元することが困難と認められる場合、又はその他特別な理由がある場合に当該協議地所有者は、土木事務所長等に境界確定解約申出書（様式第8号又は様式第8号の2）を提出し、新規依頼を行うことができる。

(参考) 明示事務取扱要領

昭和41年 1月 施行

境界確定事務取扱要領

昭和56年 4月 施行

昭和58年12月 一部改正

昭和59年 9月 一部改正

昭和62年 4月 一部改正

平成 8年 7月 一部改正

大阪府土木部所管公共用地境界確定事務取扱要綱

平成14年 4月 施行

平成17年 4月 一部改正

大阪府都市整備部所管公共用地境界確定事務取扱要綱

平成18年 4月 一部改正

平成23年 4月 一部改正

平成27年 4月 一部改正

平成31年 4月 一部改正

大阪府都市整備部所管公共用地

境界確定事務取扱要綱

運用基準

令和3年3月

大阪府都市整備部

目次（運用基準）

第一章	総則		
第1条	趣旨	-----	1
第2条	定義		
第1項	境界確定	-----	2
第2項	土木事務所長等	-----	4
第二章	協議依頼		
第一節	総則		
第3条	協議依頼		
第1項	協議依頼	-----	5
第2項	協議依頼書	-----	8
第4条	境界確定事務の代行	-----	9
第5条	依頼書の審査	-----	10
第6条	審査の拒否	-----	11
第7条	境界確定等の通知及び受領書の提出		
第1項	境界確定等の通知	-----	12
第2項	受領書の提出	-----	13
第8条	返戻	-----	14
第二節	新規依頼		
第9条	新規の依頼	-----	16
第10条	添付書類	-----	17
第11条	現地立会		
第1項	現地立会	-----	19
第2項	立会者名簿及び立会証明書	-----	20
第12条	身分証明書	-----	21
第13条	境界確定図の作成	-----	22
第14条	関係者の承諾	-----	24
第15条	境界標の設置	-----	26
第三節	謄本（抄本）発行依頼		
第16条	謄本（抄本）の発行依頼		
第1項	謄本（抄本）の発行依頼	-----	27
第2項	謄本（抄本）の発行依頼書	-----	28
第17条	添付書類	-----	29
第三章	解約		
第18条	解約の申出	-----	30
様式集	-----		33
資料集	-----		61

第一章 総 則

第1条 趣 旨

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、都市整備部所管の公共用地で、大阪府が管理する国土交通省所管の国有地及び府有地（以下「公共用地」という。）の境界確定事務に関する必要な事項を定めるものとする。

【趣 旨】

本条は、「大阪府都市整備部所管公共用地境界確定事務取扱要綱」の趣旨を規定し、同要綱が府民共有の財産である公共用地の境界確定に関する基本規定であることを明らかにしたものである。

【解 釈】

同要綱は、都市整備部所管の公共用地について適用されることを規定したものであり、直接的に他部所管の財産に適用されるわけではない。

また、同要綱は、公共用地とその隣接地との境界を確定するための手続を規定したものであり、いわゆる管理区域線を確定するための手続を規定したものではない。

第2条 定義

第1項 境界確定

第2条 「境界確定」とは、大阪府都市整備部所管の公共用地とこれに隣接する土地（以下「協議地」という。）との境界の全部（特別な理由がある場合は一部）について、土木事務所長等と協議地所有者及び協議地の相隣地所有者が協議してこれを定め、書面をもって明らかにすることをいう。

【趣 旨】

本条は、都市整備部所管の公共用地に係る境界確定である旨を規定しており、境界線が関係者の承諾により確定した際には、書面でこれを明らかにしなければならない旨を規定したものである。

【解 釈】

土地の境界は、公法上の境界と私法上の境界があり、通常行っている業務は、もっぱら私法上の境界の確定業務である。しかし、この境界は公法上の境界と一致するのが原則であり、そのように取り扱うものである。

なお、道路法、河川法等に基づく管理区域線については、この境界確定に含めて取り扱うことも差し支えない。

また、カッコ内の特別な理由とは、次の場合をいう。

- (1) 国又は公共団体が施行する事業のため協議依頼があった場合
- (2) 公用廃止のため協議依頼があった場合
- (3) 都市計画法に基づく開発許可のため協議依頼があった場合
- (4) 広大な土地等、その他土木事務所長等がやむを得ないと認めた場合

【運 用】

土木事務所長等が必要と認める場合は、対側地所有者及び利害関係者との協議を行い、承諾を得なければならない。

なお、「利害関係者」とは、市町村長、土地改良区長、水利組合長（又は委員）、実行組合長又は町会長（自治会長）等をいう。

【参 考】

公法上の境界とは、不動産登記法に定める筆界で地図等の上に示された地番ごとの土地の境界のことをいう。

私法上の境界とは、公法上の境界の位置を基に隣接地所有者同士の協議により自己の所有権の及ぶ範囲を定めた境界のことをいう。

第2条 定義

第2項 土木事務所長等

2 「土木事務所長等」とは、大阪府知事から委任を受けた出先機関の長をいう。

【趣旨】

本条は、境界確定を行う行政機関を規定したものである。

【解釈】

大阪府公有財産規則第3条第1項及び府土木事務所長等の職にある吏員に権限を委任する規則第9条（公共用地に関する権限の委任）第2項により権限を委任された旨を規定したものである。

また、道路法、河川法、砂防法等の特別法に基づく境界の確定については、第一義的には、それぞれの室（課）が所管するものとする。

【参考】

知事から市町村長に委任している内容は次のとおりである。

1. 大阪市、堺市、岸和田市、高槻市、八尾市、柏原市、交野市及び能勢町が管理する準用河川敷内の国有財産
2. 大阪市が管理する指定区間外の国道敷及び大阪府道敷内の国有財産、府有財産並びに指定区間内の一級河川敷内の国有財産
3. 堺市が管理する指定区間外の国道敷及び大阪府道敷内の国有財産、府有財産並びに指定区間内の一級河川敷及び二級河川敷内の国有財産

平成12年3月31日大阪府条例第24号（平成25年4月1日改正施行）

大阪府土木行政事務に係る事務処理の特例に関する条例

第二章 協議依頼

第一節 総 則

第3条 協議依頼

第1項 協議依頼

第3条 境界確定は、原則として協議地の所有者が、土木事務所長等に協議を依頼してこれを行う。（以下、当該依頼を行う者を「依頼者」という。）ただし、特別の理由がある場合はこの限りではない。

【趣 旨】

本条は、境界確定の依頼者適格を定めたものである。

【解 釈】

1. 依頼者は、原則として登記事項証明書（土地登記簿謄本）の甲区欄の所有者である。
依頼者の所有権の確認方法については、一般的に登記事項証明書によって確認することとなる。したがって、所有権者でない土地の借借人、地上権者などは依頼者になることはできない。
2. 境界確定謄本（抄本）の発行依頼の場合、共有者等全員の依頼を必要としないものとする。

【運 用】

ただし書きにある「特別の理由」とは、主に以下のとおりである。

1. 法人が土地所有者の場合は代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産した場合は、清算人又は管財人とする。

2. 共有地の場合は原則として共有者全員とする。ただし、一人の共有者が他の共有者の委任を受けて依頼することができる。（様式第9号又は様式第10号）
なお、マンション敷地所有者からの依頼については、管理組合の規約等に記載があれば、その代表者名で依頼を受け付けるものとする。記載がなければ、役員会の議決等、管理組合として必要な意思決定手続が執られていることを確認した上で受け付けるものとする。
3. 土地所有者が死亡している場合は、原則として相続人全員とする。ただし、相続人の内の一人が他の相続人の委任を受けて依頼することができる。（様式第9号又は様式第10号）
4. 土地所有者が未成年者の場合等は、法定代理人（親権者、後見人等）とし、依頼書には法定代理人であることを証する書面を添付し、土地所有者を記名の上法定代理人が併記押印して依頼するものとする。
5. 土地所有者の住所が遠隔地又はその他特別の理由により依頼に支障がある場合は、土地所有者の委任（様式第9号、様式第9号の2又は様式第10号）を受けた者が、土地所有者に代わって依頼することができる。
6. 都市計画法に基づく開発行為等その他特別の理由がある場合には、施行者が土地所有者に代わって依頼することができる。ただし、土地所有者の委任（様式第9号の2又は様式第10号）を受けて行わなければならない。
7. 国、地方公共団体等において施行する公共事業に伴う境界確定（以下「公共明示」という。）の取扱いについては、特例として可能な範囲で事務の簡素化を図ることとする。

なお、公共明示として特例処理できる対象機関及びその内容は、具体的には次のとおりとする。

〔対象機関について〕

- (1) 大阪府の各部、各出先機関
- (2) 大阪府土地開発公社
- (3) 市町村の各部局、各出先機関
- (4) 市町村土地開発公社
- (5) 土地改良区
- (6) その他土木事務所長等が適当と認める公的機関

〔添付書類等について〕

- (1) 公共明示の担当者を明らかにするため、公共明示担当者届出書（様式第11号）を提出するものとする。
- (2) 各土地所有者から依頼者への委任状は不要とする。
- (3) 境界確定線に係る協議地所有者の承諾印は、原則として実印とする。
- (4) 委任状を提出しない場合、必要に応じ土木事務所長等と依頼者の間で覚書（様式第12号）を締結することとする。

第3条 協議依頼

第2項 協議依頼書

2 前項の依頼に当たって依頼者は、土木事務所長等に公共用地境界確定協議依頼書（様式第1号）（以下「依頼書」という。）を提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、依頼者が、公共用地境界確定協議又は謄本（抄本）の発行を依頼するときは、土木事務所長等が定めた依頼書により行わなければならない旨規定したものである。

第4条 境界確定事務の代行

第4条 依頼者は、境界確定に係る事務を第三者に代行させることができる。この場合依頼者は、当該第三者（以下「代行者」という。）に行わせる事務を記載した委任状（様式第2号又は様式第2号の2）を依頼書に添付しなければならない。

2 代行者は、土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、測量士、測量士補、建築士又は行政書士とする。ただし、建築士にあつては、現況実測平面図作成に関する講習会を受講し修了した者のうち同会が認定した者で、建築確認申請のための境界確定が必要な場合に限る。また、行政書士にあつては、大阪府行政書士会の測量に関する研修を受講し試験に合格した者のうち、同会が認定した者に限る。

【趣 旨】

本条は、境界確定協議の事務を土地家屋調査士等に委任することができる旨を規定したものである。

【解 釈】

境界確定は、専門的な知識や経験が必要であることから、資格を有する者に事務を委任できる規定を設けたものである。

講習会とは、一般社団法人大阪府建築士事務所協会主催の「現況実測平面図作成資格講習会」である。

第5条 依頼書の審査

第5条 土木事務所長等は、依頼書が提出されたときは遅滞なく書類を審査し、要件を満たしていないものについては、依頼者又は代行者に補正を求め、又は拒否するものとする。

【趣 旨】

本条は、事務処理の適正化、迅速化を明文化した規定である。

【解 釈】

依頼書を迅速に審査することは、その後の事務処理を迅速かつ適切に行うための行為である。

補正を求める場合とは、依頼書の記載事項に不備がある場合、添付書類が不足している場合、その他形式上の依頼要件に不備があり、依頼者等に補正を求めることが適切である場合をいう。

【運 用】

土木事務所長等は依頼書が提出されたときは、遅滞なく所定の添付書類の有無及び協議地並びに付近地の既確定の有無等の調査を行い、当該調査資料を依頼者等に貸与して、事前に現地復元並びに既確定の境界確認を依頼する。

なお、軽微な補正については、原則として土木事務所長等が行い、添付書類の不備、調査を要すべき事項等、依頼者等が行うべき事項については補正を求めるものとする。

第6条 審査の拒否

第6条 大阪府都市整備部所管であることが判明しない公共用地等、依頼書进行处理することが適当でないと認められる場合には、土木事務所長等は原則として依頼書の審査を拒否することとする。

【趣 旨】

本条は、この要綱が都市整備部所管の公共用地以外には適用しない旨を定めたものである。

【解 釈】

原則として、都市整備部所管の公共用地に関する依頼書以外は受け付けないものであるが、府民をはじめ依頼者のための協力を惜しむものではない。

【運 用】

審査を拒否する場合は、次のような事柄になる。ただし、これに限るものではない。

- (1) 土地区画整理法、土地改良法等の事業により換地を伴う土地。ただし、法適用組合が工事未完のまま解散した場合は、関係各課（土地区画整理法によるものは都市整備推進課、土地改良法によるものは農政室等）と協議の上、特例として処理する。
- (2) 協議地が所有権確認、境界確定等について係争中の土地。
- (3) 法務局備付地図と現況が相違している土地。ただし、地図訂正を行うことを前提に地図訂正案等を添付した状態で依頼する場合はこの限りでない。
- (4) 不動産登記法第14条第1項で規定された地図が法務局に備え付けられた区域。ただし法務局との協議の上、境界確定が必要となった場合はこの限りでない。
- (5) その他、前記以外で疑義があるときは、その都度関係各課と協議するものとする。

第7条 境界確定等の通知及び受領書の提出

第1項 境界確定等の通知

第7条 土木事務所長等は、依頼者との協議結果について、境界確定等通知書により通知しなければならない。

【趣 旨】

本条は、境界確定等の協議結果を確実に依頼者に通知しなければならない旨を規定したものである。

【運 用】

境界確定等に関する決裁を受ける際には、様式第19号、様式第20号又は様式第21号の調書を作成する。

境界確定等通知書は、様式第15号、様式第16号、様式第17号又は様式第18号により通知する。

第7条 境界確定等の通知及び受領書の提出

第2項 受領書の提出

2 依頼者又は代行者は、境界確定等通知書を受領したとき、直ちに土木事務所長等に対し受領書（様式第3号）を提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、依頼者又は代行者が境界確定等通知書を受領した際に、受領書の提出を求める規定である。

【解 釈】

境界確定等通知書は、各々の財産管理に必要不可欠な文書であり、実印の押印された文書であるため、プライバシーの保護の観点から、確実に依頼者又は代行者自身が受領しなければならない。このことから、依頼者又は代行者自身が受領したことを確認するために、受領書の提出を求めるものである。

【運 用】

受領書は、必要事項を記入した上で押印をする。受領印は依頼者の場合は実印、代行者の場合は委任状に押印された印（受任者使用印）で処理する。

第8条 返 戻

第8条 境界協議が不調等に至った場合には、土木事務所長等は依頼書を返戻するものとする。

【趣 旨】

本条は、土木事務所長等は境界協議の手續において、関係者の承諾等が得られず、確定する見込みがないと判断される場合に、依頼書そのものを依頼者に返戻することができる旨を規定したものである。

【解 釈】

土木事務所長等は、国有財産法その他の法令の趣旨・目的を逸脱することのないよう、与えられた裁量権を適切に行使しなければならない。したがって、通常の手続の中で、境界協議が整う可能性が残っている場合には引き続き協議を行い、境界確定訴訟も視野に入れながら、社会通念上相当と認められる範囲内において、返戻手続を行うべきか否かを決定しなければならない。

【運 用】

1. 原則として、以下の場合には依頼書を返戻する。
 - (1) 依頼者と境界確定線について境界協議が成立しない場合
 - (2) 相隣地所有者等の承諾が得られない場合
 - (3) 提出を求めた書類を立会日からおおむね6か月以内に提出しない場合
 - (4) 依頼者の申出により取り下げる場合
 - (5) 協議地について所有権確認や境界確定等の訴訟提起がされた場合
2. 立会日から6か月以上経過した依頼書は依頼者又は代行者に連絡の上返戻する。
なお、返戻通知書は連絡日から3か月以上受取りがない場合には、再度連絡の上廃棄処分とする。

3. 受領後、境界確定の進展が見込めない場合等、土木事務所長等が必要と認めたときは、依頼書を依頼者又は代行者に連絡の上返戻することができる。

第二節 新規依頼

第9条 新規の依頼

第9条 新規に境界確定を行おうとする者は、第3条の依頼書（様式第1号）を土木事務所長等に提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、土木事務所長等に依頼書を提出するために設けた規定である。

【運 用】

準用河川及び砂防区域については、協議地の属する市町村を經由して土木事務所長等に依頼書を提出しなければならない。

第10条 添付書類

第10条 前条の依頼に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- | | |
|--|---|
| (1) 委任状 | (6) 地図に準ずる図面（公図）の写し |
| (2) 印鑑登録証明書（個人の場合） | (7) 登記事項証明書（全部事項証明書） |
| (3) 印鑑証明書（法人の場合） | (8) 位置図 |
| (4) 代表者事項証明書又は
商業登記事項証明書（法人の場合） | (9) 現況実測平面図(縮尺 250 分の 1 以上)
横断面図(縮尺 100 分の 1 以上) |
| (5) 土地調書（様式第 13 号）又は登記
事項要約書（調査者氏名、印、調査
年月日、調査場所を記載したものに
限る。） | (10) その他土木事務所長等が必要と認める
書類 |

【趣 旨】

本条は、新たに境界協議を依頼しようとする場合に、最低限必要とされる添付書類である。

【解 釈】

本条の(1)～(9)はあくまで最低限必要とされる添付書類を掲げており、土木事務所長等が必要と認める場合には、(10)によりその都度、他の書類の提出を求めることができる。

【運 用】

1. その他土木事務所長等が必要と認める書類には、次のような書類が考えられる。

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 住民票の写し | (5) 土地沿革調書 |
| (2) 戸籍謄本（抄本）の写し | (6) 地図に準ずる図面（公図）・地積測量図
等の合成参考図 |
| (3) 遺産分割協議書の写し | (7) 地積測量図の写し |
| (4) 相続関係説明図 | (8) 土地所在図の写し |
- 等

2. 印鑑証明書等の添付書類は、発行3か月以内のものを添付すること。

3. 現況実測平面図は縮尺250分の1以上、横断面図は縮尺100分の1以上の図面を添付すること。

なお、上記図面は本要綱第4条に規定した資格を有する者が測量し作成するものとする。

第11条 現地立会

第1項 現地立会

第11条 土木事務所長等は、原則として依頼者、協議地所有者及び相隣地所有者と資料等に基づき、現地で境界を協議しなければならない。

【趣 旨】

本条は、境界を確定するための立会の意義を述べたものである。

【解 釈】

境界の協議は、行政処分ではなく、私法上の和解契約と解すべきであり、その意味から関係者の立会により行われる必要がある。

【運 用】

1. 立会を行うときは、原則として依頼者又は代行者が事前に立会日時及び場所を調整して、相隣地所有者に連絡するものとする。
2. 依頼者及び協議地所有者（又は代理人）が欠席したときは、立会は不成立とする。
なお、代理人とは協議地所有者から立会に関する権限を与えられた者をいう。

第11条 現地立会

第2項 立会者名簿及び立会証明書

2 前項の立会の際、立会者は土木事務所長等の求めに応じて、立会者名簿(様式第4号)に住所及び氏名を記載する。相隣地所有者がやむを得ず立会に参加できない場合、依頼者又は代行者は、立会証明書(様式第5号)を提出するものとする。

【趣 旨】

本条は、現地における立会者の出席状況を記録するための立会者名簿及び立会証明書の作成に関する規定である。

【解 釈】

立会者に対して立会者名簿の記入又は立会証明書の提出を求め、立会に関する事実行為として記録するものである。

第12条 身分証明書

第12条 土木事務所長等は、他人の土地に立ち入るときは身分証明書（様式第6号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
ただし、土地所有者の同意を得た場合は、この限りではない。

【趣 旨】

本条は、土木事務所長等の他人の土地への立入りについて身分証明書の携帯及び請求があった際の提示について義務付けたものである。（国有財産法第三十一条の二）

第13条 境界確定図の作成

第13条 依頼者又は代行者は、現地立会等の後、境界を明確にするために境界確定図を作成しなければならない。

2 境界確定図は、原則として基本三角点等に基づく測量の成果による境界点の座標値、基本三角点等の名称及び座標値を記録するものとする。

【趣 旨】

本条は、協議によって確定した境界線を明確にするためのものであり、その位置を表した図面を作成するための規定である。

【解 釈】

依頼者及び土木事務所長等が、当該確定図を相互に保有するための書面となる。

【運 用】

1. 境界確定図の表題は「境界確定図」と表記して表題部には協議地の所在を表示する。
2. 境界確定図は、原則として「不動産登記規則」第10条第3項に定める基本三角点等を基礎として、「大阪府公共測量作業規程」に定める作業方法に基づく測量の成果による境界点の座標値、基本三角点等の名称及び座標値を記録する。このときの基本三角点等は、与点として利用したものはすべて記録する。基本三角点等に基づく測量が出来ない特別の事情がある場合は、近傍の恒久的な地物に基づく測量の成果による筆界点の座標値、恒久的地物の存する地点に符号、恒久的地物の名称、概略図及び座標値を記録する。
3. 境界確定図への表示事項、記載事項は次のとおりとする。
 - (1) 平面図の協議地番を朱書で表示する。一部境界確定の場合は協議地番の後に（一部）と朱書する。平面図の縮尺（250分の1以上）、方位を表示する。
 - (2) 横断面図を記載し、縮尺（100分の1以上）を表示する。

- (3) 公共用地境界線は、「朱線」で表示し点間距離（小数点以下第2位まで記載し、第3位以下は切捨て）を記入する。
- (4) 引照点は、恒久的な構造物より2点以上選点する。
- (5) 測量者氏名、資格及び登録番号並びに測量年月日を記入して測量者が押印する。
- (6) 既境界確定線は「黒線」で表示し境界確定年月日及び文書番号等を記入する。
- (7) 単位の表示及び境界は公共用地境界を示すものであることを次のとおり表示する。

<p>凡 例</p> <p>朱線：確定線</p> <p>単位：メートル</p>

<p>確定線は公共用地（ 敷）</p> <p>との境界で他の境界を示すもの</p> <p>ではありません。</p>

- (8) 立会年月日を記入する。
- (9) 表示例。（別途添付の参考を参照 図－2～図－3）
境界確定図の作成に当たっては、前記事項のほか表示例を参考とする。

第14条 関係者の承諾

第14条 依頼者又は代行者は、前条の境界確定図上に協議地所有者の住所及び氏名を記入し押印した後、原則として相隣地所有者に対し住所、氏名の記載及び押印を求めるものとする。なお、当該図面上に住所、氏名の記載及び押印を求めがたい場合は、依頼者又は代行者は、承諾書（様式第7号）を土木事務所長等に提出して、これに代えることができる。

【趣 旨】

本条は、今後の紛争防止のために、関係者の承諾を原則として求めることを規定したものである。

【解 釈】

相隣地所有者等関係者の住所、氏名の記載及び押印を原則として求めるものである。

【運 用】

関係者の承諾の取扱いは次のとおりとする。

1. 協議地所有者の取扱い

- (1) 所有者が個人の場合は実印、共有地の場合は共有者全員の実印（ただし、様式第9号の委任状がある時はその受任者のみで可）、法人の場合は代表者の登録された印、公的機関の場合は代表者の印とする。
- (2) 所有者が死亡している場合は相続人全員の実印（ただし、様式第9号の委任状がある時はその受任者のみで可）とする。
- (3) 境界確定に関する権限を有する法定代理人等は、それを証する書面を提出のうえ、所有者に代わり承諾することができる。

2. 相隣地所有者等の取扱い

- (1) 認印とし、共有地の場合は共有者の半数以上とする。
- (2) 所有者が死亡している場合は相続人の認印、又、相続人が多数あるときはその半数以上とする。
- (3) 公的機関の場合は代表者印。この場合、必要に応じ境界確定の協議を行い、承諾を得るものとする。なお、当該公的機関との境界確定協議書等をもって承諾に代えることができる。
- (4) 法務局備付地図と現況が異なる場合は、関係土地所有者から所有地の確認書(様式14号)を提出するものとする。
- (5) 境界確定に関する権限を有する法定代理人等は、それを証する書面を提出のうえ、所有者に代わり承諾することができる。

3. 相隣地所有者等の承諾を省略することができる場合の取扱い

- (1) 協議地の相隣地が既に境界確定されていて、現地で境界標が確認できる場合及び復元が可能な場合。

なお、復元が可能か否かの判断に当たっては、境界標、座標基準点及び引照点が移動していないこと、並びに土地所有者が立会時に確認の上、了承することを考慮しなければならない。

- (2) 耕地整理、土地区画整理等の確定図に境界線が明確に表示されている場合。
- (3) 不動産登記法第14条第1項で規定された地図が法務局に備え付けられた区域において、現地で境界標が確認できる場合及び復元が可能な場合。
- (4) その他特別な理由により、土木事務所長等がやむを得ないと認めた場合。

4. 公共明示による場合の取扱い

- (1) 前記1～3のうち、第3条の「運用」と重複する部分については、第3条の「運用」により処理することとする。
- (2) 公共明示の依頼者も併記して承諾し押印する。

第15条 境界標の設置

第15条 依頼者又は代行者は、境界が確定した場合、現地において境界標を設置しなければならない。

【趣 旨】

本条は、境界協議により確定した境界線（点）を、現地に恒久的な施設で残すための規定である。

【解 釈】

依頼者又は代行者は、適宜石標又はこれに代わるものを埋設すること。

【運 用】

1. 境界標は公共用地境界を示すものであるから設置方法については、十分指導しておくこと。
2. 境界標を損壊したときは、刑法第二百六十二条の二（境界損壊罪）により処罰されることがあるので注意を促すこと。

第三節 謄本（抄本）発行依頼

第16条 謄本（抄本）の発行依頼

第1項 謄本（抄本）の発行依頼

第16条 既に境界が確定している協議地の所有者は、土木事務所長等に当該境界の確定図の写しの発行を依頼することができる。

【趣 旨】

本条は、既に境界が確定した土地の所有者が境界確定図（写し）の発行を必要とした場合の手続を規定したものである。

【解 釈】

依頼に当たって、共有地の場合は共有者全員の依頼を必要としないものとする。

本条は、次条の書類を添付させた上で依頼されるものである。したがって、大阪府情報公開条例との均衡を考慮の上、適切に対処しなければならない。

【運 用】

個人の氏名、住所、印影は、個人情報保護の観点から非公開として発行する。

第16条 謄本（抄本）の発行依頼

第2項 謄本（抄本）の発行依頼書

2 前項の依頼に当たっては、依頼者は土木事務所長等に依頼書（様式第1号）を提出しなければならない。

【趣 旨】

本条は、既に境界が確定した土地の所有者が境界確定図（写し）の発行を必要とした場合の手続を規定したものである。

第17条 添付書類

第17条 前条に基づく依頼に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- | | |
|------------------------------------|-----------------------|
| (1) 委任状 | (5) 地図に準ずる図面（公図）の写し |
| (2) 印鑑登録証明書（個人の場合） | (6) 登記事項証明書（全部事項証明書） |
| (3) 印鑑証明書（法人の場合） | (7) その他土木事務所長等が必要と認める |
| (4) 代表者事項証明書又は
商業登記事項証明書（法人の場合） | 書類 |

【趣 旨】

本条は、既に境界が確定した土地の境界確定図（写し）の発行を求められた場合に、最低限必要とされる添付書類を規定したものである。

【解 釈】

本条の(1)～(6)はあくまで最低限必要とされる添付書類を掲げており、土木事務所長等が必要と認める場合には、(7)によりその都度、他の書類の提出を求めることができる。

【運 用】

1. その他土木事務所長等が必要と認める書類には次のような書類が考えられる。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 住民票の写し | (5) 土地沿革調書 |
| (2) 戸籍謄本（抄本）の写し | (6) 地積測量図の写し |
| (3) 遺産分割協議書の写し | (7) 土地所在図の写し |
| (4) 相続関係説明図 | 等 |

2. 依頼に係る事務を依頼者が行う場合は、当然、委任状は不要である。

3. 印鑑証明書等の添付書類は、発行3か月以内のものを添付すること。

第三章 解 約

第18条 解約の申出

第18条 既に確定した境界線を現地において復元することが困難と認められる場合、又はその他特別な理由がある場合に当該協議地所有者は、土木事務所長等に境界確定解約申出書（様式第8号又は様式第8号の2）を提出し、新規依頼を行うことができる。

【趣 旨】

本条は、既確定の境界線を依頼者からの申出により解約ができるように設けた規定である。

【解 釈】

1. 本要綱に基づいて行われる境界確定は私法上の和解契約であるため基本的には解約は想定していない。しかし、それを放置することにより社会的利益が損なわれる場合等、改めて境界確定を行う必要があると認められる場合には、解約することができるものとする。

既確定線の解約を申し出る場合には、原則として事前に土木事務所長等と協議した後とし、既確定線を全面的に無視した境界線とするものではない。

2. 「全部解約」とは、確定図そのものを解約することをいい、「一部解約」とは、確定図の一部を解約することをいう。

【運 用】

その他特別な理由とは、既確定線に誤った箇所が判明した場合など、土木事務所長等が必要と認める場合をいう。

民々境界の変更により相隣地の既確定線を解約する必要がある場合には、相隣地所有者から土木事務所長等に境界確定解約申出書（様式第8号の2）を提出しなければならない。

なお、提出に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- | | |
|------------------------------------|-------------------------|
| (1) 委任状（様式第22号） | (5) 登記事項証明書（全部事項証明書） |
| (2) 印鑑登録証明書（個人の場合） | (6) 解約箇所の表示された図面 |
| (3) 印鑑証明書（法人の場合） | (7) その他土木事務所長等が必要と認める書類 |
| (4) 代表者事項証明書又は
商業登記事項証明書（法人の場合） | |

(参考) 明示事務取扱要領

昭和41年 1月 施行

境界確定事務取扱要領

昭和56年 4月 施行

昭和58年12月 一部改正

昭和59年 9月 一部改正

昭和62年 4月 一部改正

平成 8年 7月 一部改正

大阪府土木部所管公共用地境界確定事務取扱要綱

平成14年 4月 施行

平成17年 4月 一部改正

大阪府都市整備部所管公共用地境界確定事務取扱要綱

平成18年 4月 一部改正

平成23年 4月 一部改正

平成27年 4月 一部改正

平成31年 4月 一部改正

令和 3年 3月 一部改正